

ごみ収集・処理事業

1. ごみ収集事業

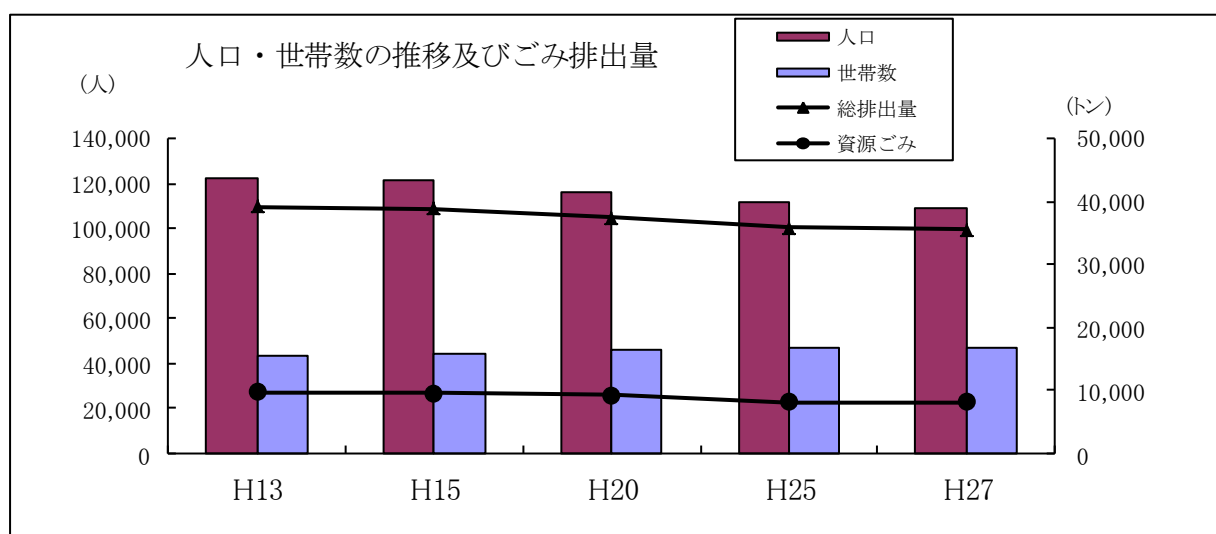
廃棄物の発生抑制と再利用を促進することにより、ごみの減量化を図るとともに廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全に努めた。

(1). 家庭系ごみ収集事業

家庭系ごみは、ごみシール制のもとでごみの発生抑制や減量に努めた。また、資源の有効利用を図り循環型社会の構築を推進するため、ペットボトルやプラスチック製容器包装ごみの分別収集を実施した。

なお、平成27年度におけるごみの総排出量（約35,556t）に占める資源ごみ（資源集団回収を含む）の割合は、約23%（約8,168t）であり、シール制と分別収集による減量化・資源化が定着している。

また、ごみ出し困難者へは、ふれあい収集を実施し、利便性の向上に努めた。



ごみ排出量年度別推移

(単位 トン)

	H23	H24	H25	H26	H27
もえるごみ	24,801	24,673	24,357	24,178	24,414
もえないごみ 粗大ごみ	3,219	3,336	3,353	2,835	2,974
資源ごみ	3,507	3,404	3,493	4,371	3,988
集団回収	5,294	4,980	4,586	4,274	4,180
合計	36,821	36,393	35,789	35,658	35,556

各年度末におけるふれあい収集利用世帯数

年度	要介護	身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他	合計
H24	47	4	0	0	18	69
H25	72	6	0	0	28	106
H26	82	7	0	0	43	132
H27	90	12	0	0	50	152

(2). 事業系ごみ収集事業

事業系ごみシール制のもとで、事業系ごみの適正な排出を指導するとともに、ごみの減量化・資源化の推進に努めた。

また、多量排出者には、本市のごみ減量化・資源化施策の重要な役割を担うべく、一般廃棄物の減量化・資源化計画書の提出を求めた。

(3). 資源選別作業所運営管理事業

資源選別作業所において、家庭から搬出される粗大ごみのうち金属類の含まれるごみについて、更なる資源化を推進した。

また、不法投棄で回収したごみや家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の一時保管場所として活用した。

さらに家庭や事業所からの資源ごみ（カン・ビン・古紙・古布・小型金属類）について、直接持ち込みの受け入れを行い、中間処理施設へ搬送し、資源化处理を行った。

(4). 特定家庭用機器再商品化回収業務

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、家庭から出される家電製品（4品目）の収集・運搬及び不法投棄された家電製品の回収を行いリサイクルの推進に努めた。

（収集体数 140台）

品 目	台 数
エアコン	7 台
テレビ	8 4 台
冷蔵庫・冷凍庫	2 4 台
洗濯機・衣類乾燥機	2 5 台
合 計	1 4 0 台

※上表は義務外品※及び不法投棄の台数（不法投棄回収後、廃棄したものは除く）

※ 義務外品

… 小売業者に引き取り義務が課せられていない家電4品目

(5). 容器包装廃棄物分別収集業務

資源の再生利用を促進するために、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づいて、ペットボトル・プラスチック製容器包装・飲料用紙パック等の分別収集（定期収集）を行った。特にプラスチック製容器包装の収集は毎月2回実施し、これらの資源化に取り組んだ。

また、プラスチック製容器包装などの品質の向上、社会的コストの低減などリサイクルの効率化が進められた成果として、（公財）日本容器包装リサイクル協会※から、再商品合理化拠出金1,008,381円が市に支払われた。

※（公財）日本容器包装リサイクル協会

… 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化を行い、併せて、容器包装廃棄物の再商品化に関する普及及び啓発並びに情報の収集及び提供を行う公益的財団法人。